独立行政 法 人に係る改革 トを推り 進するため の農 林 水 産 省 関 係 法 律 の整 備に関する法 律案要綱

独 立行 政 法 人農 業 生 物 系 特 定 産 業技 術 研 究 機 構 法 \mathcal{O} 部 改 正

第

法律の題名及び法人の名称の変更

法 人の 名称を独立行政法人農業 生物系特定産業技術研究機構 (以下「旧 研究機構」 という。 5

独立 一行政法 人農業 食品産業技 術総 合研究機構 (以 下 「研究機構」 という。 に改称するとともに、 法

律 0 題 名 を 独 <u>\frac{1}{1}</u> 一行 政 法 人農業 食品 産業技 術 総合研究 機 構法 (以 下 「研究機 構 法 という。) に改 \Diamond Ź

こと

(研究機構法第一条及び第三条関係)

二 研究機構の目的の改正

研 究機 構 は 研究 機構法第四条第二項に規定するもののほ か、 農業及び食品産業に関する技術 上 の総

合的 な試 験 及び 研究等を行うことにより、 農業及び食品 産 業に関 する技術 の向 上に寄与するとともに、

民 間 等 に お 1 て 行 わ れ . る 生 物 系 特 定産業 技 術 に 関 でする 試 験 及び 研 究 \mathcal{O} 促 進 に 関 す うる業務を行うことによ

り、 生 物 系 特 定産業 技 術 \mathcal{O} 高 度 化 に . 資 す る ほ か、 近 代 的 な 農業 経 営 E 関 す る学 理 及び 技 術 \mathcal{O} 教授 を 行う

ことにより、 農業を担う人材の育成を図ることを目的とすること。 (研究機構法第四条第 項関係)

三 研究機構の業務の範囲の変更

(-)研究機: 構 は、 \mathcal{O} 目的 を達り 成するため、 次の業務を行うものとすること。

(研究機構法第十四条第一項第一号、第二号、 第四号、第十号及び第十一号関係)

イ 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並 び

に調査を行うこと。

口 1 に 撂 げるも の の ほ か、 農業生産 に関する技術、 農業工学に係る技術その他 の農業に 関する技術

及び 食品 産業に 関す る技術に . つ い 7 \mathcal{O} 試 験 及び 研究並 びに · 調 査並びにこれらに関連する分析、 鑑 定

及び講習を行うこと (研究機構法第第十四条第二項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省

の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。

ハ 試験 及び研究 のため 加工した食品 並びにその原料又は材料の配 布を行うこと。

二 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。

ホ イからニまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(__) 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けの

業務を生物系特定 産業技術 に関 でする試 験及び 研 究を政 府等 (政 府 及び)独立行 政法人をいう。 以 外 \mathcal{O}

者に委託 して行 \ \ その 成 果を普及する業務 研 究機 構法第十 兀 条第 項 第 五. 一号には 掲げ る業務 に 該

するものを除く。)に変更すること。

.研究機構法第十四条第一項第六号関係

四 区分経理

三の一に掲げる業務に係る経理につい ては、 現 行 の農業に関する技術上の試験及び研究等の業務 に係

る勘定において整理しなければならないものとすること。

.研究機構法第十五条関係

五 長期借入金及び償還計画

三の二の業務の変更に伴い、 長期借入金及び償還計 画に関する規定を削除すること。

(改正前の研究機構法第十六条及び第十七条関係

六 緊急時の要請

農林 水 産 大 臣 は 品質 が 適 正 一でない 食品が 流 通 l 又は流 通 するおそれが あり、 これを放置 して は

般 消 費者 \mathcal{O} 利 益を著 しく害すると認め 6 れ る場 合において、 般 消 費 者 \mathcal{O} 利 益 を保護 護す るた 8 緊急 \mathcal{O} 必

要が あると認めるときは、 研究機構に対し、三の一に掲げる業務のうち必要な試験及び 研究、 調 査 分

析 又は鑑 定を実施 すべきことを要請することができるものとすること。 (研究機構法第十八条関係

第二 独 <u>\f</u> 行 政 法 人水 産 総 合研 究セン タ 法 \mathcal{O} 部 改正

水産総合研究センター \mathcal{O} 目的 \mathcal{O} 改 正

独立行 政法人水産総合研究センター (以下「水産総合研究センター」という。) は、 独立行政法人水

産 総 合研究センタ 法 (以 下 「水産 総合研究センター 法」という。) 第三条第二項に規定す るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ

か、 水 産 に 関 する技術 0 向 上 に 寄 与するため 0) 総合的 な試 験及び研究等を行うとともに、 さけ 類 及 び ま

す 類 \mathcal{O} S 化 及 び 放 流 を行うことを目的とすること。 (水産総合研究セ ンタ

法第三条第 項関

水産 総合研究センター の業務 0 範 囲の 変更

水産

総合研究センター は、 0 目的を達成するため、 さけ類及びます類のふ化及び放流 (個体群の維

持 のための ものに限る。 の業務を行うものとすること。

(水産 総合研究セ ンタ 一法第一 + 条 第 項第四 |号関係

第三 独立行 政 法 人種苗管理 セセ ン ター 法 の 一 部改正

独立行 政法人種苗管理センター (以下「種苗管理センター」という。) の業務のうち、 茶樹の増殖に

係

必 辺要な種: 苗 の生産 及び 配 布 の業務を廃止するため、 所要 0 改正を行うこと。

独 $\frac{1}{2}$ 行 政 法 人 種 苗管 理 セ ン タ 法第三条及び第十 条第 項第三号関係

第四 研究機構等十法人の役職員の身分の非公務員化

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

研 究機 構、 水産 総 合研 究化 ンタ 種 描 管理セ ンター、 独立 一行政法-人家畜改良センター、 独立行 政法

人林 大育! 種 セ ンタ 独立 一行政 法 人水産 大学校、 独 <u>\f</u> 行 政 法 人農業生 物 資源 研 究 所、 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 政 法 人 農業

環境 技 術 研 究 所、 独 行 政 法 人 国]際農林 水 産 業 研 究 セ ン タ 及 び 独 立 行 政 法 人 森林 総 合 研 究 所 以

研究機構等」 という。 を独立に 行 政法人通 則法 (平成十 年法律第百三号)第二条第二項に規定する特

定独立行政法人とする規定を削除すること。

(改正前の研究機構法第五条等関係

一 秘密保持義務

研 究 機 構 等 \mathcal{O} 役 員 又は 職員等に 対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

(研究機構法第十二条等関係)

三

刑法 (明治四十年法律第四十五号)その他の 罰則の適用については、 研究機構等の役員及び職員を法

令上公務に従事する職員とみなすこと。

(研究機構法第十三条等関係

四罰則

二の秘密保持義務に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者に対する罰則を設けること。

(研究機構法第二十四条等関係)

その他

第五

その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六附則

一施行期日

この法律 は、 平成十八年四月一日から施行するものとすること。ただし、 附則第九条第二 項及び第三

項、 第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、 公 布 0 日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

職員の引継ぎ等、 労働組合についての経過措置、 不当労働行為の申立て等についての経過措置等

職員の引継ぎ等、 労働組合につい ての経過 過措置、 不当労働行為の申立て等につい ての経過措置等につ

いて所要の規定を設けること。

、附則第二条から第七条まで関係

三 独立行政法人農業者大学校等の解散等

独立行政法人農業者大学校、 独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所は、 こ の

法律 の施 行 の時において解散するものとし、 国が承継する資産を除き、 その一 切の権利及び義務は、 そ

の時において研究機構が承継するものとすること。

(附則第八条関係

四 研究機構の役員に関する特例

研

究機構に、 役員として、 研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、 当分の間、 理事二人を置く

ことができるものとすること。

(附則第十二条関係

五 研究機構の業務の特例等

(--)研究機: 構 は、 研究機 構 法第十四条に規定する業務 のほ か、 次の業務を行うものとすること。

(附則第十三条第一項から第三項まで関係)

政令で指定する日までの間、 改正前の研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資

1

に係る株式の処分の業務を行うこと。

口 改 正 前 \mathcal{O} 研 究 機 構 法 第十三条第 項第四 号 \mathcal{O} 規 定に より貸し付けられ た資金に係る債権 の回 収が

終了するまで の間、 当該債権 の管理 及 Ű 口 収 の業務を行うこと。

ハーイ及びロに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(__) 研究機 構は、 一に掲げる業務に係る経理については、 その他の経理と区分し、 特別 の勘定を設けて

整理しなければならないものとすること。

附則第十三条第四項関係

六 旧研究機構がした長期借入金に関する経過措置

 \mathcal{O} 法律 \mathcal{O} 施行 前に改正 前 の研 究機構法第十六条第一 項の規定により旧研究機構が した長期借入金に

<u>つ</u> いては、 改正前 の研究機構法第十七条、 第二十二条第 項 (第一号に係る部分に限る。 及び第二十

五. 条 (第 一 号に係る部分に限る。 の規定は、 なおその効力を有するものとすること。

(附則第十五条関係)

七 独立行政法人さけ・ます資源管理センターの解散等

独立行政法人さけ ます資源管理センターは、 この法律の施行の時にお いて解散するものとし、 国が

承継する資産を除き、 その一 切 の権利及び義務は、 その時にお いて水産総合研 究センター が承継するも

のとすること。

(附則第十六条関係

八 種苗管理センターの業務の特例

種苗管理センター は、 独立行政法人種苗管理センター法第十一条に規定する業務のほか、 平成十九年

三月三十一日までの間、 茶樹 の増殖に必要な種苗 の生産及び配布並びにこれらに附帯する業務を行うも

のとすること。

(附則第二十条関係

九 独立行政法人農業者大学校法等の廃止

次に掲げる法律は、廃止するものとすること。

(附則第二十一条関係)

() 独立行政法人農業者大学校法

(二) 独立行政法人農業工学研究所法

三 独立行政法人食品総合研究所法

(四 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法

+ その 他 所要の経過措置を整備するほ か、 関係法律について所要の改正を行うものとすること。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省 関係法律の整備に関する法律案の概要

「現行」 「改正後」 独立行政法人 独立行政法人 農業•生物系特定産業技術研究機構 農業•食品産業技術総合研究機構 (役職員の身分を非公務員化) 独立行政法人農業者大学校 —— 統合 独立行政法人農業工学研究所 — 独立行政法人食品総合研究所 -独立行政法人 独立行政法人 水産総合研究センター 水産総合研究センター (役職員の身分を非公務員化) 独立行政法人 統合 さけ・ます資源管理センター

独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人林木育種センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人
国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所